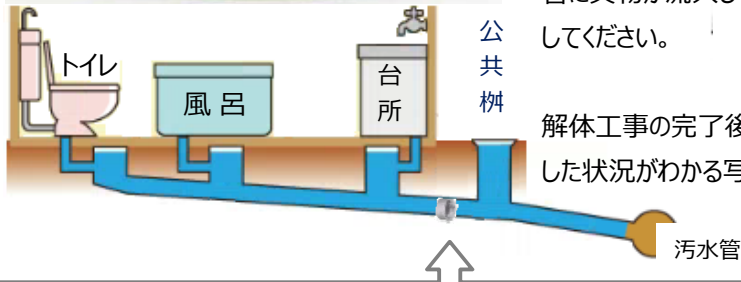


下水道に接続されている建物を解体する場合



下水道に接続されている建物を解体する場合は、下水道本管に異物が流入しないよう宅地内の排水管にキャップ止めをしてください。



解体工事の完了後、下水道使用廃止届書にキャップ止めた状況がわかる写真を添付して、市に提出ください。

閉栓処理(キャップ止め)

家屋の解体の際には、下水道本管に異物が流入しない様に必ずキャップをしてください。

問い合わせ先 佐伯市上下水道部下水道課 TEL 2 2 - 4 2 0 5